

石巻市公告第152号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、石巻市地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により当該地域計画案（同条第3項の規定に基づく地図の案を含む。）を公告し、次により縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画案について、石巻市に意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

石巻市長 齋藤 正 美



1 地域計画案の縦覧期間

令和7年9月5日から令和7年9月19日まで。ただし、石巻市産業部農林課又は桃生総合支所地域振興課で縦覧する場合には、石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

2 地域計画案の縦覧場所

石巻市穀町14番1号

石巻市産業部農林課

石巻市桃生町中津山字江下10番地

石巻市桃生総合支所地域振興課

石巻市ホームページ

3 石巻市地域計画に対する意見書について

(1) 提出先

石巻市穀町14番1号

石巻市産業部農林課

石巻市桃生町中津山字江下10番地

石巻市桃生総合支所地域振興課

(2) 提出方法

ア 意見書は、日本語による書面とする。

イ 意見書の提出者は、個人の場合は住所、氏名、年齢、職業及び電話番号を記入し、押印の上、提出することとする。また、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地及び電話番号を記入し、押印の上、提出することとする。

(3) 提出期限

令和7年9月19日

(4) 意見書の処理方法

意見に対する個別の回答は行わず、石巻市地域計画の公告を行う際に意見の要旨を取りまとめ処理結果を公告することとする。

(5) 注意事項

ア 意見書が提出期限後に提出された場合は、受理しない。

イ 意見書の内容は、石巻市地域計画に対する意見に限るものとする。